

静岡県教育委員会

会議録

平成 23 年度 第 24 回定例

3 月 19 日 (月)

静岡県教育委員会委員長 金子容子は、

平成 24 年 3 月 19 日に教育委員会第 24 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 24 年 3 月 19 日 (月) 開会 13 時 00 分
閉会 17 時 45 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 委 員 長 金 子 容 子
委員長職務代理者 高 橋 尚 子
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 齊 藤 行 雄
委 員 (教育長) 安 倍 徹

事務局 (説明員) 寺 田 好 弥 教育次長
杉 本 寿 久 事務局参事兼教育総務課長
田 中 潤 事務局参事兼学校教育課長
水 元 敏 夫 事務局参事兼学校人事課長
吉 澤 勝 治 教育政策課長
奈良間 一 博 情報化推進室長
石 川 理 恵 子 人権教育推進室長
渡 邊 清 勝 財務課長補佐
西 川 誠 福利課長
渡 邊 浩 喜 特別支援教育推進室長
塩 崎 克 幸 高校再編整備室長
活 洲 み な 子 社会教育課長
柳 田 恭 一 文化財保護課長
松 井 和 子 スポーツ振興課長
渡 邊 勉 静岡教育事務所長
内 田 育 子 静岡西教育事務所長
谷 野 純 夫 中央図書館長
三ッ谷 三 善 総合教育センター所長
杉 山 和 幸 教育総務課事務統括監
宇佐美 壽 英 学校教育課参事
橋 本 勝 学校人事課人事監
山 本 知 成 教育総務課長補佐
渡 邊 健 学校教育課長補佐
酒 井 行 男 学校人事課班長

4 その他

- (1) 第 53 号～第 68 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1～9・11・12、及び 4 月の主要行事予定は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、高橋委員、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱について諮る。
第 62 号・第 63 号・第 64 号・第 66 号・第 67 号・第 68 号議案は人事案件、報告事項 11 は調整中の案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第 62 号・第 63 号・第 64 号・第 66 号・第 67 号・第 68 号議案、及び報告事項 11 を非公開とする。

【会議の非公開】

委 員 長： ここで会議を非公開とする。

<非>第 62 号議案 静岡県教育委員会教育長の任命

<非>第 63 号議案 平成 23 年度末教職員人事異動

<非>第 64 号議案 平成 24 年度教職員の新規採用者及び再任用教職員の決定

<非>第 66 号議案 教職員の懲戒処分

<非>第 67 号議案 平成 24 年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命

<非>第 68 号議案 平成 23 年度条件附採用教職員の正式採用の決定

<非>報告事項 11 重大な生徒指導事案報告（平成 24 年 2 月）

【非公開の解除】

委 員 長： ここで非公開を解除する。

第 53 号議案 静岡県産業教育手当支給規則の一部を改正する規則の制定

第 54 号議案 静岡県定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則の制定

第 55 号議案 静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則の制定

委員 長： 議案書1頁「第53号議案 静岡県産業教育手当支給規則の一部を改正する規則の制定」、議案書5頁「第54号議案 静岡県定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則の制定」、議案書9頁「第55号議案 静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則の制定」以上、関連する3つの議案について、一括して杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

委員 長： 第53号・第54号・第55号議案を原案どおり可決する。

第56号議案 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部改正

第57号議案 静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正

委員 長： 議案書13頁「第56号議案 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部改正」、について、議案書17頁「第57号議案 静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正」以上、関連する2つの議案について、一括して杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

委員 長： 学校教育課の中に高校教育室、小中学校教育室と小分けにしたことは非常に良いことである。小回りが利き、フットワークが軽くなり、迅速な対応ができる。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

委員 長： 第56号・第57号議案を原案どおり可決する。

第65号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

委員 長： 追加議案書1頁「第65号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

委員 長： これは従来、加藤委員がいろいろと提言してきたことであり、非常に良いと思う。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)
委 員 長： 第 65 号議案を原案どおり可決する。

第 59 号議案 静岡県立学校管理規則の一部改正

委 員 長： 議案書 27 頁「第 59 号議案 静岡県立学校管理規則の一部改正」について、水元学校人事課長より説明願う。

学校人事課長： <議案についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 二重規範が無くなって良かったと思う。

委 員 長： その他、質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

委 員 長： 第 59 号議案を原案どおり可決する。

第 58 号議案 静岡県立学校処務規程の一部改正

委 員 長： 議案書 23 頁「第 58 号議案 静岡県立学校処務規程の一部改正」について、塩崎高校再編整備室長より説明願う。

高校再編整備室長： <議案についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

委 員 長： 第 58 号議案を原案どおり可決する。

第 60 号議案 静岡県教育情報化推進基本計画の策定

委 員 長： 議案書 31 頁「第 60 号議案 静岡県教育情報化推進基本計画の策定」について、奈良間情報化推進室長より説明願う。

情報化推進室長： <議案についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 平成 23 年度から 10 年間のプランなのか。

情報化推進室長： 基本的にはアクションプランと並行している。したがって、平成 23 年度から 3 年間の基本計画であり、将来 10 年間を見越した基本構想プランとなっている。

齊 藤 委 員： 10 年間とは 2011 年から 2020 年までの 10 年間か。

情報化推進室長： 平成 23 年度からの 10 年間である。

溝 口 委 員： 10 年先は想像しにくい。見通しが立ちづらい中で作成してあり、大変である。

情報化推進室長： 71 頁に「基本計画策定後の対応」を載せている。情報化の進展は非常に早く、10 年先はどうなるかわからない。「基本計画の目的を踏まえつつ、最適な手段を選択して実施していくことが必要」であり、常に

新しいものを確認しながら進めて行く。大まかな項目としては3年、更に10年という形をとっているが、今考えられている主な予測ということで、表中にある様にそれぞれの分野に対応した予測される出来事を載せている。これらは常に変っていくので、その都度、修正をしていきたいと思っている。

委員長： 教育政策課で情報化推進室を独立させてフットワーク、対応力が早くなった。先日のプレゼンテーションで強く感じた。

加藤委員： ITそのものは道具である。我々が教える内容そのものは、2000年来のことを教えているのだから道具について踊らされて新しいもの新しいものに飛びつくのではなくて社会的な評価が定まったものについて我々是对応していけばよい。ITメーカーは新しいものをできるだけ売りつけようとするが、その中には2、3年で全然使われなくなるケースもある。世界で通用することを確認しながら教育に活用していけばよい。

斉藤委員： 私も加藤委員の意見に賛成である。先走ってはいけない。全国の動向を見極めながら遅くはいけないけれども早すぎてもいけない。フューチャースクールという総務省主導のものは気を付けなければならない。文科省と総務省では温度差がある。総務省はインフラを整備したくて仕方がない。学習効果を見極めながら行わなければならない。

委員長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

委員長： 第60号議案を原案どおり可決する。

第61号議案 静岡県指定文化財の指定

委員長： 議案書33頁「第61号議案 静岡県指定文化財の指定」について、柳田文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： <議案についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 先週、浜松の宝林寺を見てきた。宝林寺は隠元禪師が来日した頃からスタートしているが、時代背景を見ると豊臣秀吉が朝鮮征伐をして、それが影響して豊臣政権が崩壊して徳川政権に移行したのであるが、同じように攻められた方の明国も急速に国力を落としてしまい、徳川幕府となると同時に中国は異民族である清朝政権になった。その中で隠元禪師はある意味では亡命者ではないかと思われる。大陸との戦争や大陸との関わりの中で色々な人が日本に渡ってきた。そのような時代的な背景を一緒に子供たちに教えることができれば、もっともっと興味深いものに繋がっていくと思う。これも単に珍しいというだけではなくて、せっかく学ぶ日本史あるいは東洋史の中で、これがどういう位置付けをされるのかをきちんとまとめた上で教育に活用して欲しい。

い。

齊藤委員：これは浜名湖より西側であり、春日大社で出てくることから、浜名湖を中心として西と東に分かれる文化の中で、これは西の影響を受けていることがわかるが、いつ頃からここにあったのか。

文化財保護課長：八幡宮の創建は655年と言われているが、火災で正式な書物は無くなっているので正確なことはわからない。このお祭りについては、江戸時代の国学者の記録がそのまま残されているので江戸時代にはあったことは間違いない。

加藤委員：春日大社は藤原氏の氏神である。天皇家ではなくて藤原氏を祭っている神社だから、そのあたり系統もわかると面白い。藤原氏はどういう者で藤原氏と大和政権との関係も日本史の中で教えるので身近な物と関係付けて教えると皆さん興味を持つのではないか。

委員長：その他、質疑等はあるか。

全委員：（特になし）

委員長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員：（異議なし）

委員長：第61号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 静岡県教職員研修指針に基づく研修の実施状況

委員長：報告事項1頁「報告事項1 静岡県教職員研修指針に基づく研修の実施状況」について、吉澤教育政策課長より説明願う。

教育政策課長：＜報告事項についての説明＞

委員長：質疑等はあるか。

委員長：講師の不祥事がある。講師の研修は充実させなければならない。常勤講師、非常勤講師の研修はどうなっているのか。

学校人事課長：常勤講師については昨年度から任用当初に行っている。実習助手の臨時的任用の方も新たに加えて行う。学校種によって定期的に行う。初任者研修と比較すれば少ないが、これまでより拡大して行う。

加藤委員：任用前の研修はどうなっているのか。旅費等が払えないので希望者だけに行っているが、研修を受けた人は皆さん勉強になったと聞いているので、4月1日から任用される人に関しては全員参加できるような研修ができないかと昨年も意見が出たと思うがそのあたりの検討はどうなったのか。

学校人事課長：御意見をいただいているところであるが、旅費の取り扱いや全員参加の部分についても検討段階である。

加藤委員：社会人として未熟な訳であるから民間企業がやっているような新人研修をやるべきではないかというのが昨年の意見だった。予算は無いので、あるものを削るしかない。あるものの中であまり効果がないものを削って出だしのところできちんとした研修をすることは大事だと思うので引き続き検討してほしい。

委員長：それはお願いします。

- 溝口委員：　そもそも4月1日から研修するのではなく、もっと前から研修できないのか。普通の民間はもっと前に研修をしている。もっと前に人間性を見る機会がある。公務員はお墨付きをもらった時点でなかなか首を切れない。それよりも前にフィルターにかけることはできないのか。
- 委員長：　色々な手法があると思う。お金をかけなくてもできる。課題を送って、これを読んでレポートを出させる方法もある。交通費もかからない。僅かな郵送料でいける。一堂に集めるばかりが方法ではない。
- 加藤委員：　それこそ、eラーニングなどが使える。役所に入ってしまうとeラーニングは面倒くさくなって受けないが役所に入る前の段階は緊張感があるからやらなければ駄目だといえやる。eラーニングで色々な規則や色々な問題点を再確認させることも一つの方法かもしれない。
- 教育次長：　研修企画委員会で色々な研修のあり方を検討している。今の話にあったように集合研修は旅費の問題もあるし、働いている方が多いのでその人達は生活がかかっている。eラーニングの活用は計画できると思うのでそのあたりを重点的に検討したい。
- 溝口委員：　インターネットを活用した場合でも一方的ではなく、スカイプ等を利用して、顔を合わせて話をすることもできる。顔を見てコミュニケーションすることも大事だと思うので、そのような方法も検討してほしい。
- 委員長：　コンピュータ上のメールで指導のやり取りをすることは非常に効果的である。
- 加藤委員：　既にできあがったものがある。そんなにお金をかけなくてもできる。
- 委員長：　その他、質疑等はあるか。
- 全委員：　（特になし）
- 委員長：　報告事項1を了承した。

報告事項2 特色を生かした、学校や地域における「有徳の人」づくり

- 委員長：　報告事項2頁「報告事項2 特色を生かした、学校や地域における「有徳の人」づくり」について、吉澤教育政策課長より説明願う。
- 教育政策課長：　＜報告事項についての説明＞
- 委員長：　質疑等はあるか。
- 溝口委員：　有徳の学校である。不祥事もあるがこういった有徳の学校もある。もう一度活躍の場というか、リベンジする場というか、こういうこともやっているとスポットライトを当てることもすごく良いのではないか。
- 教育政策課長：　できるだけ教育委員会の広報誌であるEジャーナルではこのような学校に記事を書いてもらったり、子供たちの様子を写真入りで載せたりすることを今後も取り組んでいきたい。
- 溝口委員：　Eジャーナルもそうだが、静岡新聞にもよく載っているが、学校内ではなく外の県民の方に周知してほしい。
- 加藤委員：　三島北高校の琴は素晴らしい。うちの会社に来て演奏してもらったのだが、現代曲を含めて色々な曲を演奏してもらった。琴も20ぐらい並

べて弾くと色々な演奏ができる。表彰状を与えるだけでなく、発表を聞いてやることも大事である。

委員 長： なかなか教育政策課だけで難しいとは思いますが、Eジャーナルは学校の中だけで伝わるもの。県民はほとんど知らない。そこをどう乗り越えるかが課題である。時代性ということがあって、それも教育委員会に求められている。学校の中だけに情報がいくだけでは教育の向上に繋がらない。県民の方々に知っていただくことが現代では重要なことになっている。こういう傾向というのは先進国を見て行くとどんどん重要になっていく。ネット社会、情報化社会ということで、県民の方に知っていただく、国民の方に知っていただく、その施策をどのようにしたらよいか、なかなか決定打は浮かばないがそういうことを検討していただきたい。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 「平成23年度発達障害等の生徒支援調査研究事業」の実施結果

委員 長： 報告事項4頁「報告事項3 「平成23年度発達障害等の生徒支援調査研究事業」の実施結果」について、塩崎高校再編整備室長より説明願う。

高校再編整備室長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

加藤委員 員： 5頁の「高校における支援の形態」の中で、「通常の高校で障害のない生徒とともに学校生活を送る中で、対象生徒への指導支援を充実させる」という高校教員が多いが、この意見の中に発達障害を理解していない者が多いように思うので、発達障害とはそもそもどのようなものなのかということ啓蒙する必要がある。発達障害の場合はコミュニケーション能力や集団的な活動ができるとかを従来の考え方でやるからいけない。伸びるものを伸ばすのであって、コミュニケーション能力や集団的な行動をすることは後から付いてくるもの。伸ばすものを伸ばすということがある意味では発達障害では大事な要素。アインシュタインだって、トム・クルーズだって発達障害だと言われている。伸ばすものを伸ばして行くとひとりでは、その先に社会性が出てくるのであって、日本の教育の問題点は集団生活ができる人という、先生が右向けという右を向いている人で、左を向いているだけで、この人は集団生活ができないのではないかとか言うのだけど、それは違うのであって、そのような発想をするのは戦前の軍隊と同じで、右向けといって右を向かなかつたら、みんなほっぺたをぶん殴って右を向かせた。総攻撃の時に一人が後ろに走っては困るから、みんな突撃させるためにみんな同じ行動をさせた。それを集団行動だと思われているが、現代の集団生活を維持できるというのは異質性を認めながら、

お互いにみんな違うことや、言っていることがわかったふりをしていることがコミュニケーション能力があったり、あるいは集団生活が上手な訳ではないことや、わからないことをわからないとはっきり言いながら集団生活というか、多様性を認めながらやっていくことが求められている。その中で発達障害児はそれができないから、わからないことをわかったふりをして、一応付いて行くということができない人達なので放り出されている。だから、そういうことをきちんと理解させた上で、教育を進めない。健常者にとっても大事である。多様性を認める。工場にブラジル人はいるは、タイ人はいるは、フィリピン人はいるは、同じ職場で会話が通じないということで働く意欲を失ってしまったというケースがあるけれども、これからの日本のおかれている立場というのは、異なった環境の中で異なった教育を受けた人達で意思疎通ができないような中で一つの目的意識を持って仕事をしていくような、そういう環境に慣れる、そういう環境で生活できる人を作り出していくことが大事。それを考えていくと意外と発達障害の教育も難しくない。個性を認めないから発達障害は日本の教育から除外される。

高校再編整備室長： 基本的に発達障害は治療して治っていくものではなくて、いかに理解者を増やしていくか、そこに尽きるのではないかと思う。学校を居心地の良い場所にしていくということが生徒たちの支援になる。ソーシャル・スキル・トレーニングの満足度は非常に高かった訳であるが、学校とは、全然違う所で、割と似たような子たちがいて、自分だけでないということについて、わかったということと、居心地が良かったということだと思う。それは本来、学校の中で担保されるべきもの。そのためには啓発を進めて行かなければならない。一方でソーシャル・スキル・トレーニングは治らないのになぜやっているかということになるが、トレーニングは繰り返すことによって、トラブルを回避することなどが身に付いて行く。そういう術を身に付けさせて行くことも必要なのではないか。

加藤委員： ニートの指導を見せてもらったが、マン・ツー・マンで付いている。サポーターになっている人がその子供の理解者になっている。2人も3人も抱えたら理解者になれないと思うが、1人に1人がついて、例えば就職先に行く時も付いて行く。断られた時もこんなの当たり前だと教えて次をトライさせる。そうやっているうちに就職先が見つかったと聞いた時に、集団授業みたいな形ではできない子供たちがいる。個別指導というか、個別に対応できる人達をどのような形で手当てしていくのか。民間では町の塾はみんな個別指導塾である。集団指導の塾など流行らない。流行らないことをやっているのが今の学校である。一人ひとりに寄り添うような教育を限られた予算の中でどのようにやっていくのかを考えていけば発達障害についても対応できる。

溝口委員： 定員30人に対して、18人の応募であったとあるがこれはどのような

募集方法だったのか。例えば先生が促したもののなのか、どうやって周知をしたのか。それからジョブコーチという用語の意味がわからない。

高校再編整備室長： 募集の仕方は要項を作成し、学校に送って、そのような生徒を紹介してくださいと募集した。生徒向けにはリーフレットを作成した。対人関係が苦手だと思っている人はこの講座に参加しませんかと呼びかけた。結局、参加してきた子供たちの大半はその学校の特別支援教育コーディネーターが保護者や子供に声をかけて行ってみたらどうかと言われて参加した者である。それから、常々そういう処が自分の子供にあるのではないかと思っていた方が新聞に報道されたものを見て応募してきた。難しいのは、発達障害だと自覚をしている本人・家庭と自覚していない家庭もあり、そういう方に声をかけることは難しい。それが反映されている。やはり学校の中で特別支援教育コーディネーターが非常によく生徒たちを見ていてくださって、この子供にはと声をかけてくださる、それによってでないとなかなかあがってこない。その難しさがある。また初めてやったことなので様子を見ているということもある。あとジョブコーチは、ジョブコーチ派遣事業という制度があって、県の雇用推進課が派遣している。

特別支援教育推進室長： ジョブコーチ自体はアメリカで昔から進めてきたもので、ジョブコーチもその仕事を理解して、その人と一緒に会社の中で仕事をしながらその人の定着を図っていく制度で、県で指定しているジョブコーチと国で指定しているジョブコーチが県内で活躍している。

教育政策課長： 任用資格である。京丸園を見ていただいた時に農林大学校の卒業生が特別な支援が必要な子供たちに一緒につきながら声をかけて自分も仕事をしていた方がジョブコーチである。そのような方が工業や他の企業に入っている。

高校再編整備室長： 鈴木大介さんという方は、現在、自分で会社を興しているが、本県のジョブコーチの第1号だった。今はスーパーバイザーとして務められているが、なかなか就労できない方がいるとその方の相談にのって、実際に職場探しや職場見学に付き添ったりしている方である。

加藤委員： ジョブコーチに学校側に希望することはないかと聞いたら、学校にも潜在的に支援を必要とする生徒がいるだろうから、彼らが直接声を掛けられるような機会をくださいと言っていた。学校は垣根が高くて活動したくても学校に入っていけないと言っていた。また、学校の先生はもうちょっと子供たちと話をしたらどうかと言っていた。ニートになる子や発達障害の子は落ちこぼれになる場合もある訳だから一般的ではない。そういう子供たちと膝を突き合わせて話を聞いてやるということをやったならばだいぶ違いますよと言われた。それは、教育現場で話さないといけない。子供と話ができていない学校なんて、なんだろうと思う。

高橋委員： 発達障害の方はある時突然なる訳ではなくて、小さな時から「あれっ？」てことの積み重ねの中でわかっていくのだと思う。寄り添うと

いうことを考えたら、小学校で途切れたり、中学校で途切れたりすることが無いように、ずっと寄り添える形があるといい。親も本人も社会的な自立をしていくことを目標にしたいと思うならば、ずっと寄り添っていく何か手段や方法があると、よりこういうことをやっても生きていくと思うし、得手不得手もわかると思うし、この子のここを伸ばせばいいんだよということを小学校ではこうだったのに、中学校に行ったらその人の見方によって、「この子はこっちじゃなくて、こっちじゃないの」というようなことがあると思うので、寄り添う体制も途切れないような仕組みがあると発達障害がある子達が生きやすくなると思う。

溝口委員：今回は高校だけであるが、最近の教育現場では、幼稚園から発達障害児の指導が行われている。しかし、保護者の間では、それほど問題意識を持っていない現状がある。自分の指導経験を通して、もっと小さい時からコミュニティなり、支援体制ができていたら生きる知恵も蓄積されて、もっと効果的なのではないかと思った。そういう意味では今回高校だけであったので、モデル事業が継続されるのであれば、もっと広げてほしい。同時に我々が啓発していくというか、ある意味、特別なスキルも必要なのだよということを生きる知恵を隠すのではなくてアピールしなければいけない。あと学習障害も学生を教えていると字が読めなかったりする。字は読めないけれども本を読んでやると理解したりとか、色々な幅もあるし、そういうところも認知、啓発しながら支援していきたい。

加藤委員：学力をちゃんとつけてほしい。義務教育を6年、3年と過ごしたら、ところてんみたいにずっと出さないで文章を読めるとか、基礎的な計算ができるとか、そういうようなところをきちんと教えて欲しい。それが無いから就職先が見つからない。

高校再編整備室長：特に高校を取り出しているのは、高校が一番遅れているからである。小学校や中学校においては、早期から支援計画があり、かなり進んでいる。本来であれば幼少期から、そういうことが見つけ出されて、支援がずっと継続してくれば高校での問題にはならないかなと思う。

溝口委員：高校では支援員はついてないのか。

高校再編整備室長：ついていない。

溝口委員：そこも問題である。

教育長：継続性から言えば特別支援教育そのものに個別支援教育というか、具体的に教育指導計画において、繋ぎをしっかりとするというか、継続性の中で指導していくことが非常に大きな課題だと思う。

溝口委員：高校になると手薄になっている。義務教育との差が大きい。

高校再編整備室長：義務教育は全員がそのまま進んで行くが、高校教育では制度的に高校入試があり、色々な学校に分かれて行くという問題もある。

加藤委員：義務教育がちゃんとわかっている人でないと高校でとらないという訳ではない。ニートになっている人達のほとんどは三島にもNPO法人

があるが、小学校3年生の九九ぐらいからわからなくなるので、3年生の頃から教育をやり直さないと、あの人達はニートから脱出できない。学習意欲を失っているだけ。とにかく、引き続きやっていただくしかない。異論があるわけではないので。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員 員： (特になし)

委員 長： 報告事項3を了承した。

報告事項4 学校給食食材の放射能測定

委員 長： 報告事項10頁「報告事項4 学校給食食材の放射能測定」について、渡邊学校教育課長補佐より説明願う。

学校教育課長補佐： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 放射能測定機器の値段はいくらか。設置場所は浜岡にしたらどうか。浜岡に住んでいる方の放射能に対する意識は、他地区に住んでいる方とは全然違う。また、内外に対するアピールの仕方も総合教育センターに置く場合とは全然違う。ある意味、戦略的というか、外に向けた放射能に対する食の意識という意味では、浜岡に置いた方がよい。対象の食材の中に静岡県産が入っていない。お茶でも出たし、出ても出なくても反響はあるかもしれないが隠さない。他県から見たら、なぜ静岡が入っていないのか不思議に思う。静岡県産の食材も含めていただきたい。

学校教育課長補佐： 機器の値段は1台あたり270万円程度である。浜岡に関しては既に測定を実施している場所がある。設置場所に関しては検査補助員を置く関係で県立の特別支援学校を中心に当たった。特別支援学校は全般的に敷地が狭く、駐車場も無かったり、事務室も狭かったりして、設置ができないという学校が多かった。そのため、県全体のバランスを考えて、県総合教育センターに設置することにした。静岡県産が入っていないのは、既に健康福祉部で38品目、136検体で検査を行っている。来年度も同様に検査を継続していくと聞いている。そのため、まずは16都県の検体で検査を行う。ただし、16都県の検体で検査できない場合には静岡県産や使用の多いものについて測定するように調整を図っている。

溝口委員： 例えば、放射能測定が行われた他県の食材は測定しないのか。

学校教育課長補佐： 基本的に新基準になって、食品衛生法は各都道府県及び業者に新基準を超えるものは出さないようになっている。各都道府県においても、静岡県と同様に県外に出て行く時に食材は調べられていく。基本的に我々は安全だと前提の下、さらに保護者からの安心のためにこの支援を行っていく。

溝口委員： 16都県の食材は各都県で調べられているためお墨付きではあるが、給食で食べる物に関してはもう一度検査するためにこの機器を買った訳ですよ。ダブルチェックになると思うが、それならば静岡も運用

は同じで、給食で子供たちが食べるものに対して検査をするという意味では静岡でも同じ。いま食べる物に関しては静岡県産でもやるべきではないか。

学校教育課長補佐： 16 都県が対象だが、16 都県の物を必ず使っている訳ではない。16 都県は学校給食の割合でおよそ 10%くらいである。そのため、食材を計る際に 16 都県の物を使わない場合もある。その時には静岡県産の物を計ってもらうように調整している。

溝口委員： そもそもこの測定の意図は安全を保障するためのものなので、静岡産もきちんと測定して、安全であるならば安全宣言をすることが、静岡ブランドの安全性を高め、静岡ブランドを守ることにもなる。

加藤委員： 静岡ブランドを守るとは知事部局が考えればよい。我々、教育委員会として考えなければいけないことは、子供の口に入るものが安全かどうかという点である。測定機器が 5 台では、そんなにたくさん検査できるわけではないから、検査が漏れている可能性が高い物から優先的に検査して、それが終われば、一度検査したけれども、もう一度検査するとう、次の優先順位を考えておけばよい。あんまり情緒的に検査する必要はない。

委員長： 特別支援学校に多く置くのは、どんな意味合いがあるのか。

学校教育課長補佐： 検査機器は県立学校に置かなければならない。給食の無い県立高校に置いても効率的ではない。したがって、小中学生に対して給食を出している特別支援学校に置くことが良いと判断した。

委員長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項 4 を了承した。

報告事項 5 高校生の交通安全に関する意識調査結果

委員長： 報告事項 12 頁「報告事項 5 高校生の交通安全に関する意識調査結果」について、渡邊学校教育課長補佐より説明願う。

学校教育課長補佐： < 報告事項についての説明 >

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： データの読み方だが、10 万人あたりの高校生交通事故の死傷者数が増加し、ワースト順位も悪くなっているのに、その一方で交通事故死傷者数は減少しているのはなぜか。

学校教育課長補佐： 全国的に見ると、10 万人あたりの高校生交通事故の死傷者数は、静岡県と沖縄県は増加しているが、他の都道府県は減少している。ワースト順位については、22 年中の数字である。交通事故死傷者数については、23 年中の数字である。

委員長： 実際に運転していると高校生の登校時の自転車運転マナーは悪い。ルールを守らなくても事故に遭わないと思っている。現実に平気で車の前を横断しているし、後ろを振り返らずに道を曲がろうとする。ワースト 2 位をなんとかしないと犠牲者が出てしまう。

加藤委員：警察とも協力しながら取り組んでほしい。

学校教育課長補佐：平成24年度高等学校交通安全教育指導者研修会において、特色ある交通安全教室や交通安全活動を実施している学校に活動内容等を発表してもらう予定であるが、例えば、自動車学校に生徒が全員行って交通安全教育を開いている学校もあれば、沼津地区では生徒主体で複数の学校が集まって交通安全推進活動を行っている地区もある。

委員長：その他、質疑等はあるか。

全委員：（特になし）

委員長：報告事項5を了承した。

報告事項6 しずおか型部活動の在り方

委員長：報告事項14頁「報告事項6 しずおか型部活動の在り方」について、宇佐美学校教育課参事より説明願う。

学校教育課参事：〈報告事項についての説明〉

委員長：質疑等はあるか。

溝口委員：「しずおか型部活動の在り方」は現状を分析し、課題等も見えてきており、しっかりまとめられている。これからどうするのかという視点で話をすると、これから外部指導者関係事業を進めていくようだし、スポーツエキスパート事業も並行して進めていくようであるが、私の専門の柔道事故の観点から言えば、外部指導者の資格、例えば、救急救命士の資格を持っていないと事故に遭ったらどうするのか。県教育委員会も各スポーツ団体も外部指導者としての資質向上等の研修を行わないままに実施しているのではないか。いつか、事故が起きた時に教育委員会の責任が問われる。部活動の意義は、今こそ必要な時代である。「しずおか型部活」は文化としての位置付けもある。学校の中だけでなく、中間・ニュートラルなところで生徒指導ができるところも価値がある。実際に現場では教師の負担もあるし、管理職のリスクも大きい。反面、指導者たちは、資格の曖昧さや責任の所在も曖昧という課題がある。指導者資格を発行して管理運営するなど、不祥事回避という視点でも、リスクも負わなければならない。現状は、そこまで管理できていない、脆弱な制度であることを指摘しておく。

加藤委員：学校の活動における安全対策は別の項目でやるのではないか。全て、ここに含むのか。そうであるならば、溝口委員が言ったようにズラズラ並べなければならない。一般的に学校における安全指導、安全管理中で部活動などを学べと規定していくのか。私は、安全指導等は別に規定されて、「しずおか型部活動」は部活動の意義ということで対応しているだけだと思ったのだがどうか。

学校教育課参事：外部指導者はかなり多くの学校で使っている。ただし、正式に校長から委嘱状をもらっている外部指導者は少ない。県教育委員会としては、委嘱要項等を作成し、外部指導者の任用をきちんとしたものにしていきたい。また、来年度からは学校教育活動支援員という形で、放課後

1日2時間の週5日間程度、教員免許を持った方に部活の指導をしてもらうため、16人程の支援員を採用した。資質向上については、「教職員研修資料」や「部活指導の手引き」を利用して、外部指導者の資質向上を図っていききたい。

委員 長： 不祥事根絶も草の根運動が大切である。色々な機会外部指導者にセクハラ防止等の呼びかけをしてほしい。

溝口委員： 学校の正規教員だけでなく、学校に関わる人の規範意識を向上させる取組が徹底されていない。事故防止だけでなく、セクハラ防止等も合わせて指導してほしい。

委員 長： ぜひ検討をお願いします。

教育委員 長： 学校教育活動に関わる全ての人に今回の不祥事根絶の趣旨を校長から伝えていく。また、いざという時に指導者がどのような対応を取ったらよいか、今の段階では、全ての外部指導者に救急救命士の資格を課すことは難しいと思うので、学校安全という視点から学校で事故が起きた時にどのような対応をしたらよいか考えなければならない。

委員 長： 校長先生から指導をする際に「お願いします」だけでは駄目である。曖昧ではなく、具体的にお伝え願いたい。

溝口委員： どこかの高校であった事件だが、よく不祥事があるのは吹奏楽や陸上部などで、その種目特有の文化というか、この種目はこのようなものであるという習慣があって、コーチングという名目でセクハラが行われる。部活動は学校と違うシチュエーションがある。内柴事件もそうだが、そのような考え方は世間では通用しないことを教えなければならない。学校と世間との規範意識に差があってはならない。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員 員： (特になし)

委員 長： 報告事項6を了承した。

報告事項7 朝霧高原茅場の「ふるさと文化財の森」設定

委員 長： 報告事項20頁「報告事項7 朝霧高原茅場の「ふるさと文化財の森」設定」について、柳田文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員 員： (特になし)

委員 長： 報告事項7を了承した。

報告事項8 静岡県立中央図書館協議会条例の一部改正

委員 長： 報告事項21頁「報告事項8 静岡県立中央図書館協議会条例の一部改正」について、活洲社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員 員： (特になし)

委員 長： 報告事項 8 を了承した。

報告事項 9 指定管理者外部評価委員会の評価概要

委員 長： 報告事項 22 頁「報告事項 9 指定管理者外部評価委員会の評価概要」について、活洲社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 事故が起きたのは平成 22 年度だったと思うが平成 21 年度の評価はないのか。

社会教育課長： 平成 21 年度は指定管理ではなかったため外部評価は行っていない。平成 22 年度は事故のために休止期間が長く、外部評価委員会は開かなかった。本年度も海洋活動は行っていないため、本来の活動状況とは異なるが、外部評価は必要であると考え、現在の条件の下で行っている。

斉藤委員： 指定管理者としてきちんと経営していくためには、収入は使用料なので P R 活動をしていかなければならない。これはどの範囲で行っているのか。近県まで含めて営業活動を行っているのか。あるいは、全国で行っているのか。

社会教育課長： 他県に出かけて行って営業活動をしている訳ではないが、三ヶ日青年の家は立地上、愛知県の学校の利用が多い。

加藤委員： 三ヶ日青年の家は事故が起きたから評価が低かったのか。

社会教育課長： 見方によって評価が異なってくるので、どこに基準を置くか、議論を行った。利用者のニーズにどれだけ応えているかを基準に考えると、プログラム数も少ない状況なので評価が低くなった。所員は頑張っているが利用者の目線は細かな所への指摘となる。「B」という評価は賛否両論あったが、「B」は「概ね満足できる」という評価だと認識して付いた。

加藤委員： 利用促進は指定管理者にお願いするものなのか、施設の保有者である教育委員会が行うものなのか、それをはっきりしないと広告・宣伝までお金が無いと言われてしまうかもしれない。

社会教育課長： 利用促進は P R 活動のみではなく、多彩なプログラム運営だと捉えている。したがって、現在海洋活動が休止の中で他に提供できるプログラムを提示することが利用促進につながる。そこに努力する余地があるのではないかという評価をいただいた。

加藤委員： 安全管理の点から言えば、天候不良の状況で海洋活動を自粛しなければならない時には代替りのプログラムを用意することが大事である。プログラムを増やしていくことだけだと指定管理者にとって過重な責務を負うことになり安全管理から離れてしまう。オルタナティブにこれができない時にこれをやりましょうという対応策を講じればよい。我々教育委員会から指定管理者に具体的に指示をしないといけない。

斉藤委員： 民間企業なので収入があって成り立つ。営業活動は県がやるのではなくて、指定管理者でやりなさいと言われているとすれば、収入にばか

り気を取られて安全面がなおざりになってしまっただけでは困るので、それはどちらがやるべきなのか。天候不良の場合は、何をチャームポイントにして人を集めていくか、ということも考えてあげてなければならない。すべてを指定管理者に任せてはいけない。

社会教育課長： むやみにプログラムを増やすというよりは、現状、海洋活動を休止しているのだから、それに代わるのが陸上プログラムだけになっている。かなり利用者数は減っているが、その部分で魅力的なプログラムを提供していただきたいという外部評価委員からの意見であった。営業活動をして利用者数を増やさないということよりも、学校や利用者のニーズに応えるような施設運営をするという目的である。

加藤委員： 天候が悪くて海洋活動が実施できない時に何をやるのか、魅力的なものが無いから、多少天候が悪くても実施してしまおうとことに繋がる。もっと面白いことがあれば天候が悪ければ海洋活動は止めようということになるのだが、それが無いと、せっかく三ケ日に来てボートを漕がなければ何にもならないということになる。

溝口委員： 新たなプログラムの作成を三ケ日青年の家の指定管理者に求めるのは酷である。教育委員会も含めて、全県で取り組まないとならない。朝霧野外活動センターとは違い、信頼回復はとても一つの会社でできることではない。

社会教育課長： これまでもマニュアルの作成やそれに伴う訓練など、教育委員会が加わって指定管理者と共に行ってきた。今後も二人三脚で安全と信頼の回復に努めていきたい。

溝口委員： 「あり方委員会」ではどのような議論になっているのか。

社会教育課長： これは「外部評価委員会」なので、外の人から現状を御指摘いただくという趣旨のものであり、これによって指定管理先がどうこうというものではない。指定管理者に、今後はこういうところを考えてやってくださいということ伝えるものである。

委員長： だいぶ具体的な話になってしまうが、雨が降ったときに対応など色々な手法があると思う。海外の先進国の事例では、コミュニケーションスキルでエンターテインメント性を加えた表現活動を行っている。それから炊飯活動も共同活動であり、海外での評価も非常に高い。これらは教育効果が高い。表現活動もドラマ性を加え、コミュニケーションスキルも含めて、真面目に行うのではなく、日本人の不得意なユーモアとかエンターテインメント性を含めた表現活動は世界的に人気があり、色々な所で行っていて非常に楽しい。急には無理かもしれないが雨の日にメニューとして考えてほしい。

加藤委員： 野外活動を始める前に事故の概要を子供たちに話をして、自分だったらどうするか考えさせるとよい。水が溜まったらどうするか、転覆したらどうするか、委員長が言ったように面白く行えば議論が広がっていくのではないかと。

委員長： その他、質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)
委 員 長： 報告事項 9 を了承した。

報告事項 12 平成 24 年 2 月県議会定例会の答弁状況

委 員 長： 追加報告事項 1 頁「報告事項 12 平成 24 年 2 月県議会定例会の答弁状況」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項 12 を了承した。

報告事項 平成 24 年 4 月の主要行事予定

委 員 長： 報告事項 29 頁「報告事項 平成 24 年 4 月の主要行事予定」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 平成 24 年 4 月の主要行事予定を了承した。

【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 23 年度第 24 回教育委員会定例会を閉会とする。